

災害救助法が適用された区域にある事業所に雇用されている皆様へ

雇用保険の失業給付について

災害救助法が適用された区域にある事業所が、災害を受けたことにより休止したために、休業して賃金（休業手当を含みます。）を受けることが出来ない方は、実際に離職していなくても、失業給付を受給できる場合があります。

- ・受給の要件（雇用保険の被保険者期間が6ヶ月以上など）を満たす方が対象です。
- ・この特例措置を受けた方は、再度離職した際の失業給付の日数等に影響する場合があります。

詳しくは、最寄りのハローワークにお問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページでご確認ください。